

事 務 連 絡

令和7年7月2日

正会員・会員 各 位

一般社団法人

全国軽自動車協会連合会

愛知事務所事務局長

「都道府県ディーラーの名称又は住所が変更になった場合の当連合会が行う事実確認（立証する原因書による確認）」の周知について（お願い）

令和7年7月1日より、流通確認業務サービスの運用を開始したところですが、本年6月末日までは、「立証する原因証（登記簿謄本等）」は旧流通確認業務にて確認し提出を省略できたところ、新流通確認業務サービスでは、省略することができなくなりました。

つきましては、申請書の提出にあたっては、「名称及び住所」が自動車検査証に記録されている「名称及び住所」と異なるときは、同一性が確認できる「立証する原因書（登記簿謄本等）」の添付が必要となりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、各事業者への周知期間が短いこと、周知前に発行された書類が提出されることなどが想定され、当連合会及び軽自動車検査協会窓口において混乱が生じることが懸念されることから、周知が徹底されるまでの間として令和7年7月31日までは、「立証する原因書（登記簿謄本等）」が添付されていない申請については、従前の運用といたします。

また、添付する「立証する原因書（登記簿謄本等）」については、管轄する軽自動車検査協会までお問合せください。